

2019年3月吉日

お客様各位

一般財団法人 岐阜県公衆衛生検査センター

## たんぱく質の分析方法変更について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、たんぱく質の分析方法を従前のケルダール法から燃焼法に変更いたしますのでご連絡申し上げます。

平成27年に施行された食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）の制定に伴い栄養成分の分析方法が一部変更となり、たんぱく質の分析方法に燃焼法が追加されました。燃焼法は濃硫酸や水酸化ナトリウムなどの劇物を使用しないため、ケルダール法に比べ環境にやさしい分析方法です。

弊財団では、燃焼法について分析方法の妥当性の確認を行い、その結果、燃焼法の適用が可能であると判断いたしました。

つきましては、2019年4月1日受付分より、栄養分析表示に関わるたんぱく質など、これまでケルダール法で実施してきたたんぱく質の分析は、原則、燃焼法にて実施することとさせていただきます。ただし、燃焼法の分析が適切ではないと判断した試料につきましては、ケルダール法にて分析させていただきます。当面の間、従前のケルダール法による分析方法もご相談を受け賜ります。

なお、分析方法の変更による分析料金の変更はございません。

何卒、ご了承賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具